

シシンヨーカードローンカード規定

1. (ローンカードの発行)

- (1) シシンヨーカードローンカード(以下「ローンカード」という)はシシンヨーカードローン契約書(当座貸越契約書)(以下「契約書」という。)にもとづき、当組合が発行するものとします。
- (2) ローンカードの発行に当たっては、当組合の定めるローンカード発行手数料を支払ってください。

2. (ローンカードの利用)

ローンカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して、カードローン利用口座への返済(以下「入金」といいます。)をする場合。
- (2) 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用してカードローン利用口座からの借入れ(以下「出金」といいます。)をする場合。
- (3) 当組合および当組合がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金をカードローン利用口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当組合の所定の取引をする場合。

3. (預金機による入金)

- (1) 預金機を使用して入金をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にローンカードを挿入し、現金を投入してください。
- (2) 預金機による入金は、預金機の機種により当組合所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの入金は当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。

4. (支払機による出金)

- (1) 支払機を使用して出金をするときは、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
- (2) 支払機による出金は、支払機の機種により当組合または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は当組合所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して出金をする場合に、出金金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額をこえるときは、その出金はできません。

5. (振込機でのカードローン利用口座からの振替えによる振込の依頼)

振込機を使用して振込資金をカードローン利用口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にローンカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機、預金機または振込機を使用して、出金、入金または振込の資金をカードローン利用口座からの振替えにより出金し振込の依頼をする場合には、当組合所定の支払機、預金機および振込機、ならびに提携先所定の支払機および振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」とい

ます。)をいただきます。

- (2) 自動機利用手数料は、出金、入金、または振込資金をカードローン利用口座からの振替えにより出金し振込の依頼をする時に払戻請求書なしで、そのカードローン利用口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当組合から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金のカードローン利用口座からの振替えによる出金時に払戻請求書なしで、その出金をしたカードローン利用口座から自動的に引落します。なお振込提携先の自動機利用手数料および振込手数料は、当組合から振込提携先に支払います。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でローンカードにより入金をすることができます。
- (2) 停電、故障等により当組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でローンカードにより出金をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による出金を受ける場合には、当組合所定の払戻請求書に署名し、金額および口座番号を記入するとともに、当組合所定の方法により暗証をお申出のうえ、ローンカードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、本条第 2 項および第 3 項に加え振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

8. (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) ローンカードを失ったときまたは氏名、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) ローンカードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

9. (暗証照合等)

- (1) 当組合の支払機または振込機によりローンカードを確認し、支払機、振込機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して取扱いしましたうへは、ローンカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携銀行の支払機、振込機により出金をされた場合、当組合および提携銀行の責任についても同様とします。
- (2) 当組合の窓口においてローンカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の善類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いした場合にも前項と同様とします。

10. (解約、ローンカードの利用停止等)

- (1) 当座貸越口座を解約する場合およびローンカードの利用を取りやめる場合には、ローンカードを当店に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当組合がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにローンカードを当店に返却してください。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

12. (規定の適用)

ローンカードの利用につき、本規定に定めのない事項については契約書、当組合普通預金規定、総合口座取引規定および振込規定により取扱います。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)